

議案第9号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

佐野地区衛生施設組合が解散することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年10月1日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

令和5年6月1日

高根沢町長 加藤公博

栃木県市町村総合事務組合同規約の変更に係る協議について

1 協議理由

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が解散し、栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、栃木県市町村総合事務組合の規約を変更する必要があるため。

2 協議内容

栃木県市町村総合事務組合同規約別表第1及び別表第2中「那須地区広域行政事務組合佐野地区衛生施設組合」を「那須地区広域行政事務組合」に改めるもの。

(1) 組合を組織する地方公共団体数 (別表第1関係)

令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から
14市11町 <u>14一部事務組合</u>	14市11町 <u>13一部事務組合</u>

(2) 組合の共同処理に係る地方公共団体数 (別表第2関係)

※規約4条第3号の事務(地方自治法第204条第2項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給事務)

令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から
11市11町 <u>13一部事務組合</u>	11市11町 <u>12一部事務組合</u>

3 規約の施行日

令和5年10月1日

栃木県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合規約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前													
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合</p>		<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> <u>佐野地区衛生施設組合</u> 黒磯那須共同火葬場組合 芳賀郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中部上水道企業団 芳賀地区広域行政事務組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇都宮西中核工業団地事務組合 栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合</p>													
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する組織市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4条第3号に掲げる事務</td> <td>栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町</td> </tr> </tbody> </table>		共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	(略)	(略)	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町	<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>共同処理する組織市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4条第3号に掲げる事務</td> <td>栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町</td> </tr> </tbody> </table>		共同処理する事務	共同処理する組織市町村等	(略)	(略)	第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等														
(略)	(略)														
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町														
共同処理する事務	共同処理する組織市町村等														
(略)	(略)														
第4条第3号に掲げる事務	栃木市 佐野市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町														

	<p>那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 黒磯 那須共同火葬場組合 芳賀 郡中部環境衛生事務組合 石橋地区消防組合 芳賀中 部上水道企業団 芳賀地区 広域行政事務組合 南那須 地区広域行政事務組合 黒 磯那須公設地方卸売市場事 務組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇 都宮西中核工業団地事務組 合 那須地区消防組合</p>		<p>那須町 那珂川町 <u>那須地区広域行政事務組合</u> 佐野 <u>地区衛生施設組合</u> 黒磯那 須共同火葬場組合 芳賀郡 中部環境衛生事務組合 石 橋地区消防組合 芳賀中部 上水道企業団 芳賀地区広 域行政事務組合 南那須地 区広域行政事務組合 黒磯 那須公設地方卸売市場事務 組合 塩谷広域行政組合 小山広域保健衛生組合 宇 都宮西中核工業団地事務組 合 那須地区消防組合</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。